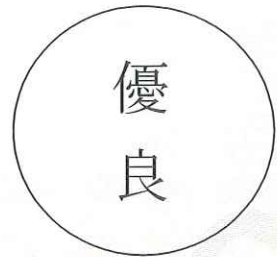


産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県飯塚市上三緒1番47
氏名 有限会社日本ダストサービス
代表取締役 竹下 洋一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 令和 元年 10 月 25 日

許可の有効年月日 令和 8 年 10 月 24 日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)

中間処理 (溶融固化): 廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。) 以上1品目

中間処理 (圧縮梱包): 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。) 以上6品目

中間処理 (破砕): 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、ゴムくず 以上6品目

中間処理 (選別): 廃プラスチック類 (廃ペットボトルに限る。)、金属くず (廃缶類に限る。)、ガラスくず等 (廃ビン類に限る。) 以上3品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)

溶融固化施設: 設置場所 福岡県飯塚市上三緒字神田1番49

設置年月日 平成25年6月25日

処理能力 0.998t/日 (10時間)

圧縮梱包施設: 設置場所 福岡県飯塚市上三緒字神田1番47

設置年月日 平成27年6月1日

処理能力 153t/日 (8時間)

破砕施設: 設置場所 福岡県飯塚市上三緒字神田1番52

設置年月日 平成21年4月15日

処理能力 廃プラスチック類 2.88t/日 (8時間)

紙くず 1.76t/日 (8時間)

木くず 3.23t/日 (8時間)

ゴムくず 1.83t/日 (8時間)

金属くず 2.65t/日 (8時間)

ガラスくず等 3.52t/日 (8時間)

(以下裏面記載)

選別施設：設置場所 福岡県飯塚市上三緒字神田1番52
設置年月日 平成24年9月20日
処理能力 86.4t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は92m³以下とすること。
- (2) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず)の保管数量はそれぞれ1m³以下とすること。
- (3) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず))の保管数量は238m³以下とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月28日 変更許可により中間処理(乾燥)の追加
平成16年10月25日 更新許可
平成17年 8月 5日 変更許可により中間処理(圧縮梱包)の追加
平成17年10月14日 変更届出により中間処理(乾燥)の廃止
平成20年12月16日 変更許可により中間処理(破碎)の追加及び中間処理(圧縮梱包)に係る取扱品目(ゴムくず、金属くず)の追加
平成21年 3月30日 変更許可により中間処理(溶融固化(移動式))を中間処理(溶融固化(移動式を含む。))に変更
平成21年 9月11日 変更届出により中間処理(溶融固化(移動式を含む。))を中間処理(溶融固化)に変更
平成21年10月25日 更新許可
平成24年12月 7日 変更許可により中間処理(選別)の追加
平成26年10月25日 更新許可
令和 元年10月25日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無